

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年十二月二十七日奈良県指令桜土第四五―一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年二月八日桜土第六四―一二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十五年二月八日桜土第六五―四号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市光陽町六九番九、六九番二二、六九番二三及び六九番二四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市曾我町八七三番地ノ三五

山田宏章

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市光陽町六九番九

下水道 橿原市光陽町六九番九の一部